

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第75号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年7月13日 14時00分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市宇久島神ノ浦漁港 神ノ浦港南防波堤灯台から真方位334°60m付近 (概位 北緯33°15.2′ 東経129°05.5′)	
事故等調査の経過	平成23年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 正輝丸、198トン	
船舶番号、船舶所有者等	128596、有限会社松崎海運	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約2.8m、船尾約4.0mの喫水で神ノ浦漁港防波堤入り口付近を東南東進中、平成23年7月13日14時00分ごろ船底に衝撃を受けた。 船長は、低潮時であることを知っていたが、入港時間が遅れて時間に余裕がなかったことから、潮が満ちるのを待たないで航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2 海象：潮汐 低潮時、潮高 約44cm	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、低潮時に神ノ浦漁港を東南東進中、余裕水深を確保していなかったことから、神ノ浦港南防波堤灯台北北西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、低潮時に神ノ浦漁港を東南東進中、余裕水深を確保していなかったため、神ノ浦港南防波堤灯台北北西方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	本事故後、船長は、無理な運航計画は立てないようにした。	